

## 統一タイトル（和古書）の選択・形式基準（2021年1月）

### 目次

1. 概要 .....	2
1-1. 対象範囲 .....	2
1-2. 統一タイトル（和古書）の根拠 .....	2
1-3. 凡例 .....	2
2. 統一タイトル（和古書）の選択基準 .....	2
2-1. 対象 .....	2
2-2. 統一タイトル（和古書）としては記録しないタイトル .....	3
3. 統一タイトル（和古書）の形式基準 .....	3
3-1. 言語・文字種 .....	3
3-2. 統一タイトル（和古書）とその読み .....	4
3-2-1. 統一タイトル（和古書） .....	4
3-2-2. 統一タイトル（和古書）の読み .....	5

## 1. 概要

### 1-1. 対象範囲

この基準は、『日本目録規則 2018 年版』（以下「NCR2018」）の「第 4 章 著作」および「第 22 章 著作」に基づき、国立国会図書館（以下「当館」）における統一タイトル（和古書）について規定する。

この基準は、『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 第Ⅱ部 標目」適用細則』（2012 年 1 月）のうち「第 26 章 統一タイトル」を引き継ぐものである。

（参照：この基準でいう和古書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（和古書）（2021 年 1 月）」を見よ。）

統一タイトル（和古書）とは、和古書として整理する資料（体现形または個別資料）の書誌データに記録する、その資料によって具体化された著作に対する統制形アクセス・ポイントのことである。

統一タイトル（和古書）は、書誌データにのみ記録し、典拠データとしては記録しない。  
なお、この基準は、2021 年 1 月から適用を開始する。

### 1-2. 統一タイトル（和古書）の根拠

統一タイトル（和古書）の情報源は、次から採用する。

#### (1) 参考図書類

公刊された事典等の参考図書、『国書総目録』（初版、増補版）、『古典籍総合目録』等

#### (2) 公的機関が作成するデータベース等（インターネット情報も含む）

官公庁、他の国立図書館等が作成し提供する信頼性の高いデータベース、日本古典籍総合目録データベース等

### 1-3. 凡例

例示に使用する記号の意味は、次のとおりである。

・ A ⇒ B

A が体现形のタイトルであり、B が統一タイトル（和古書）であることを表す。

・ [ ] は、例示における説明・解説を表す。

・ 「△」は、区切り記号として用いる半角スペースおよび読みにおける分かち書きの半角スペースを表す。

## 2. 統一タイトル（和古書）の選択基準

### 2-1. 対象

統一タイトル（和古書）は、書誌作成対象資料（体现形または個別資料）に具体化された著作の優先タイトルまたは異形タイトル（以下「著作のタイトル」）を記録の対象とする。

以下の(1)～(4)に挙げるもののように、書誌作成対象資料に具体化された著作が、元となる著作から、当初意図されていた目的や、全体的な意味、形式を変更せずに改変されたと判断できる場合は、表現形の異なる同一の著作とみなす。

- (1) 改訂
- (2) 増補あるいは部編の追加等、著作の内容を損なわない変更
- (3) 翻訳
- (4) 縮約

以下の(5)～(7)に挙げるもののように、書誌作成対象資料に具体化された著作が、元となる著作から、当初意図されていた目的や、全体的な意味、形式を変更して改変されたと判断できる場合は、元の著作と同一の著作とはみなさず、元の著作から派生した異なる著作として扱う。

- (5) 翻案、ある文学・芸術形式から他の形式への改作(例：脚本化)
- (6) パロディ
- (7) 注釈書

書誌作成対象資料がある著作の部分のみを具体化している場合は、全体に対する著作のタイトルを記録の対象とする。

書誌作成対象資料に具体化された著作が複数ある場合には、それぞれの著作のタイトルを記録の対象とすることがある。

## 2-2. 統一タイトル(和古書)としては記録しないタイトル

1-2. に挙げる情報源における著作のタイトルが書誌作成対象資料の本タイトルと同一であり、かつその表記、読みも同一である場合は、1-2. に挙げる情報源における著作のタイトルは統一タイトル(和古書)としては記録しない。

## 3. 統一タイトル(和古書)の形式基準

### 3-1. 言語・文字種

1-2. に挙げる情報源における著作のタイトルの一部または全体で用いられている言語・文字種について、次の(1)～(7)の規定を適用する。

使用する文字コードは、Unicode/UTF-8である。そのうち実際に使用するのは、「文字の取扱い基準(2021年1月)」に規定する範囲内の文字とする。

- (1) 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。
- (2) 仮名はそのまま記録する。変体仮名は平仮名に改める。
- (3) ラテン文字はそのまま記録するが、大文字の使用法は「国立国会図書館『日本目録規則2018年版』「付録A.2、A.3」適用細則(2021年1月)」に従う。
- (4) キリル文字・ギリシャ文字は、ラテン文字に翻字する。なお、翻字法は「読みの基準

(2021年1月)」の「別紙2. 片仮名読み形記録要領」による。

(5) ハングルが含まれる場合は、その部分はハングルで記録する。ただし、タイトルの全体に相当する日本語のタイトルが参考図書類または書誌作成対象資料から容易に得られる場合は、その日本語のタイトルを記録する。

(6) 記号は、単なる区切りの記号と判断した場合は、記号を省いた形で記録するか、または「文字の取扱い基準(2021年1月)」に従い置き換える。

数字は、そのまま記録する。

(7) 再現不能の文字は、「文字の取扱い基準(2021年1月)」に従い記録する。

(8) 日本人による漢文の著作の統一タイトル(和古書)は、日本語として扱う。

### 3-2. 統一タイトル(和古書)とその読み

統一タイトル(和古書)は、原則として著作のタイトル(およびそれらの読み)を記録する。

#### 3-2-1. 統一タイトル(和古書)

統一タイトル(和古書)は、1-2. に挙げる情報源から、2-1. で選択した著作の優先タイトルを採用する。

【例】源語 ⇒ 源氏物語

[書誌作成対象資料の本タイトルと著作の優先タイトルが異なる場合]

【例】竹とり物語 ⇒ 竹取物語

[書誌作成対象資料の本タイトルと著作の優先タイトルの表記が異なる場合]

【例】雛形千代春 ⇒ 雛形千代の春

読み：ヒナガタチヨノハル 読み：ヒイナガタチヨノハル

[書誌作成対象資料の本タイトルと著作の優先タイトルの表記および読みが異なる場合]

【例】かげろふ ⇒ 源氏物語

[書誌作成対象資料が著作の部分に当たる場合]

1-2. に挙げる情報源において、著作の優先タイトルに角書または著作の優先タイトルを限定、説明、補完する語句が付されている場合は、著作の優先タイトルにこれらの語句を付した形(著作の異形タイトルに相当)をも採用する。(参照 2-1. 対象)

【例】真頼兎老之仇浪

おてう半右衛門真頼兎老之仇浪

[著作の優先タイトル、著作の優先タイトルに角書を付した形の両方を記録する場合]

### 3-2-2. 統一タイトル（和古書）の読み

統一タイトル（和古書）の読みは、1-2. に挙げる情報源の読み、書誌作成対象資料に表示されている読み、一般的な読みの順に採用する。

統一タイトル（和古書）が日本語の場合は、必ずその読みを記録する。

読みは、片仮名、ラテン文字、アラビア数字、記号等で記録し、当館で定める「「読みの基準（2021年1月）」の「別紙4. 分かち書き基準」」に従い分かち書きを行う。

日本語の統一タイトル（和古書）に含まれる片仮名、ラテン文字、アラビア数字および記号の読みは、そのまま記録する。

上記以外の場合は、読みを記録しない。